

議案第5号 加西市議会の議員定数と報酬を定める条例案に対する修正動議

上記の動議を、地方自治法第115条の3及び加西市議会会議規則第17条の規定により、別紙の修正案を添えて提出します。

令和8年3月25日

加西市議会議長 中 右 憲 利 様

発議者	加西市議会議員	高 見 博 道
〃	〃	北 川 克 則

議案第5号 加西市議会の議員定数と報酬を定める条例案に対する修正案

第3条の改正規定中「12人」を「14人」に改める。

附則を次のように改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日以後初めてその期日を告示される一般選挙から施行する。ただし、第2条の規定は、次期議員の任期開始の日から施行する。

(修正理由)

第3条の「12人」を「14人」に改めるのは、近隣の状況を考えたとき3人減はあまりにも急激に減らしすぎると考える。今後進む人口減少を考えたとき議員数を減らしていく必要があるかもしれないが、市民の代表である議員はある程度の人数が必要であると考え。また、加西市議会の議員定数特別委員会で現状維持「15人」の結果を出したが全会一致での結論ではないこともあり1人減の「14人」にするべきである。

議員報酬については、平成27年度より全く変更されておらず、市議会議員選挙の定員割れを防ぐためにも多くの方に立候補していただけるような魅力的な報酬が必要であるとの提案であった。

そのため、第2条の施行日は、第3条の施行後に実施された一般選挙で当選した議員からとする。